

現任研修の受講期限について

- 御自身の初任者研修修了年度によって、現任研修の受講期限を御確認ください。なお、初任者研修修了年度は、必ず**御自身の初任者研修修了証書**と照らし合わせて御確認ください。
- 相談支援専門員の資格を継続するためには、初任者研修修了後、5年ごとに現任研修を修了する必要があります。
- 受講期限までに現任研修を修了しない場合は、相談支援専門員の資格が失効し、**受講期限の翌年度4月1日から相談支援専門員として従事できなくなります**ので、御注意ください。
- 現任研修に代わって、主任研修を修了した場合も資格を継続できますが、主任研修の開催や受講決定の保証はできませんので、御留意ください。

初任者研修 修了年度	現任研修受講期限			
	1回目	2回目	3回目	4回目
平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和7年度
平成18年度	平成23年度	平成28年度	令和3年度	令和8年度
平成19年度	平成24年度	平成29年度	令和4年度	令和9年度
平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和5年度	令和10年度
平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和6年度	令和11年度
平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度
平成23年度	平成28年度	令和3年度	令和8年度	令和13年度
平成24年度	平成29年度	令和4年度	令和9年度	令和14年度
平成25年度	平成30年度	令和5年度	令和10年度	令和15年度
平成26年度	令和元年度	令和6年度	令和11年度	令和16年度
平成27年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
平成28年度	令和3年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
平成29年度	令和4年度	令和9年度	令和14年度	令和19年度
平成30年度	令和5年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
令和元年度	令和6年度	令和11年度	令和16年度	令和21年度
令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
令和3年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度	令和23年度
令和4年度	令和9年度	令和14年度	令和19年度	令和24年度
令和5年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	令和25年度

初任者研修 修了年度	現任研修受講期限			
	1回目	2回目	3回目	4回目
令和6年度	令和11年度	令和16年度	令和21年度	令和26年度
令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度